

業務委託仕様書

1 委託業務名称

仙台で働きたい！プロジェクト（BEST JOB（センダイシゴト体験））事業

2 業務の背景・目的

本市では、大学等の進学を機に東北をはじめとする各地から学生が転入するものの、その多くが、また、宮城県出身者であっても就職を機に首都圏に転出してしまうことが課題となっており、その要因として、在学期間中に地域企業の魅力に気づく機会に恵まれないまま就職活動を終えることにあるものと考えられる。また、首都圏に流出する層は、個人としての成長を重視する傾向にあることに加え、企業選びにおいて各企業のインターンシップを活用する学生が多いものと捉えている。

本委託業務は、こうした状況を踏まえ、学生に対し、大学等低学年のうちから就業体験の機会を提供し、地域企業で働くことの魅力ややりがい浸透させるとともに、企業においても自社の魅力を直にアピールし、相互の理解を促進することで、地域企業への就職及び就職後のミスマッチを防ぎ人材定着につなげることを目的に実施するものである。

3 見積金額上限額

14,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務内容等

(1) 対象

① 学生

宮城県内・首都圏及び東北地方（宮城県を除く）の大学等（大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校、職業能力開発校等）に在学する 1・2 年生（外国人留学生を含む）。ただし、前述の学生の事業参加に支障を来たさない範囲内であれば、他学年の学生等の受入れを妨げるものではない。

② 企業

仙台市内に事業所を構えている企業で、労働基準法等各種法令に違反していない企業

(2) 事業概要

学生の地元定着及びミスマッチによる早期離職防止、また地域企業の魅力発信及び人材確保・定着促進のため、大学等低学年のうちから長期有給の就業体験を実施する。

※本事業で実施する就業体験とは 6 日以上の就業のことを指す。

(3) 業務内容

受託者は、本業務に従事する専任のコーディネーターを配置した上で、次の①から⑦までの業務を通年で行うものとする。なお、②から⑦までの業務については、①の業務で開拓した企業に加え、「仙台で働きたい！」サイト特設ペー

ジ（センダイシゴト体験専用媒体）（<https://sendaidehatarakitai.jp/sendaisigototaiken>）に掲載済の企業（令和 6 年度末時点見込 62 社）及び本市が HP 等で募集した企業(最大 50 社)に対しても実施するものとする。

① 受入企業の開拓

- ・新卒採用を行っている、あるいは行おうとしている企業 200 社以上をリストアップしたうえで、有給で学生を受け入れることに積極的な企業を新規で 30 社以上開拓し、データベース化すること。なお、令和 7 年度の開拓企業は、IT 企業、観光業に関連がある企業を中心とする。また、受入期間については 6 日以上かつ半年以内とする。なお、企業側と学生との間で合意がある場合において当事者間の雇用契約に基づき、半年を超えての就業体験を実施することを妨げるものではない。
- ・就業体験の実施にあたっては、6 日目以降の就業体験には有給（宮城県の最低賃金以上）とすることを必須条件とし、雇用契約を締結することとする。

② 受入企業の支援

- ・学生が自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験を行えるようにするためのプログラムの作成支援
- ・学生に選ばれるための就業体験環境の整備や企業の魅力発信・PR 強化への支援
- ・有給の場合の時給・日給等にかかる設定支援
- ・雇用契約を締結する場合の支援
- ・その他、事業実施にあたっての注意事項等の助言等

③ 参加者募集のための情報発信

ア) 「仙台で働きたい！」サイトとの連携及び情報発信媒体の運営管理

情報発信においては、本市で運営する「仙台で働きたい！」サイト及び BEST JOB 公式 LINE と連携するとともに、本事業を実施する上で「仙台で働きたい！」サイト特設ページ（センダイシゴト体験専用媒体）及び公式 Instagram の運営管理を行うこと。

なお、「仙台で働きたい！」サイト特設ページ（センダイシゴト体験専用媒体）内では次の情報を閲覧できるようにする。

- ・学生向け長期有給就業体験事業

受入企業の概要、時給、受入可能時期（期間）、参加申込フォーム、その他必要な事項

イ) SNS 等を活用した周知広報

SNS やウェブ広告等を活用し、本事業を広く発信する。

ウ) チラシ（電子データの作成も含む）及び学内メール等による発信

学生が在籍する大学等に訪問やメール等で、学内メールやチラシ等の掲示による周知を依頼する。

エ) 事前協議等

- ・情報発信の詳細については、学生の参加を促進する工夫や効果的な広報計画（期間、手段等）を検討の上、事前に発注者と協議すること。
- ・イ）、ウ）のデザインについては、事前に発注者の承諾を得るとともに、仙台市の事業を受託・運営している旨を表記する。

④ 説明会及びイベント等の開催

ア) 学生向け有給就業体験事業

- ・事業への参加を促すため、また参加を前提とした事前研修のため、学生（150名～300名程度）を対象とした対面とオンラインを組み合わせたハイブリット型の説明会を2回以上開催する。
- ・説明会に参加できなかった学生が後日、説明会の内容を閲覧できるようアーカイブ等を作成し、「仙台で働きたい」サイトで公開（配信）する。
- ・事前に発注者が承諾した場合、他団体との合同開催も可とする。

イ) その他

受託者は委託者と事前協議の上、当日運営のほか、参加企業の選定及び調整、運営マニュアル等の作成、参加者の募集・管理、イベントの広報、参加企業・参加者への事後アンケート、イベントレポートの作成等を行うこと。

⑤ 学生向け長期有給就業体験のマッチング及び実施までのサポート

ア) 学生と企業のマッチング

コーディネーターは、学生から申込を受け付けた後、必要に応じて当該学生及び参加を希望する企業の担当者との面談を行い、受入条件を共有する等円滑に就業体験が行えるよう調整する。

イ) 学生の個人情報の取り扱い

受託者は、企業に対しては、申込書等により知り得た学生の個人情報を事業実施中及び終了後も目的以外に使用しないことについて、学生に対しては、企業の承諾のない限り就業体験時に知り得た秘密を事業実施中及び終了後も他に漏洩してはならないことについて、それぞれ誓約書を提出させ、その内容を確認する。

また、学生に対して後年度の就業状況を確認するため、本市から追跡調査を実施する目的での個人情報利用について、同意を依頼する。なお、当該同意は事業参加、事業遂行上必須ではなく任意である。

ウ) 保険への加入

実施に当たっては、受託者が、傷害保険及び損害賠償保険について学生のために加入するとともに、円滑に就業体験が実施できるよう学生・企業双方のサポートをする。

エ) 状況確認及び助言

就業体験の実施中は、必要に応じてコーディネーターが現場を訪問し、状況を確認するとともに助言を行う。

⑥ 学生向け有給就業体験事業の実施後のフィードバック

学生及び企業から報告書（アンケート）を徴するとともに、必要に応じて評価の共有及び振り返り等のフォローアップを行い、双方の円滑なコミュニケーションと信頼関係の構築に努める。

また、参加学生のうち、仙台市が指定する学生（5人程度）のインタビュー記事を作成し、「仙台で働きたい！」サイトにおいて公開（配信）する。

⑦ 相談窓口

受託者は「仙台で働きたい！」サイト及び専用媒体に問合せ先を明示するとともに、本事業に関する契約期間中の参加者・参加希望者及び企業からの質問等に対し、真摯に回答する。なお、就業体験において紛争が生じ

た場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

⑧ ①～⑦共通事項

- ア) 本業務は「仙台で働きたい！」プロジェクトの一環として行う。「仙台で働きたい！」プロジェクトは本業務及び「仙台で働きたい！」サイト運営 (<https://sendaidehatarakitai.jp/>)、BEST JOB(イベント等運営)で構成し、サイト運営及びイベント等運営の委託業者は別途決定する。
- イ) 本業務を実施するにあたり、BEST JOB (イベント等運営)との連携を図ること。
- ウ) 広報では「仙台で働きたい！」プロジェクトの一環であることを明記することとし、仙台市が提供するロゴマークを使用すること。
- エ) 「仙台で働きたい！」サイトに掲載するための素材 (バナー・チラシのデータ等) をサイト運営業務の受託業者に提供すること。

(4) その他

事業全般において、仙台市と意思の疎通を図ること。

6 報告事項

- (1) 毎月定例打合せ (訪問、WEB 会議等) を実施し、進捗状況等について報告すること。加えて、次月以降の方針、施策を具体的に提示すること。
- (2) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。

7 履行場所

仙台市内及び首都圏等

8 事業達成目標

- (1) 説明会参加学生数 150 名以上
- (2) 就業体験参加学生数 50 名以上 ※同じ学生が同じ企業の複数プログラムに参加、また複数企業の就業体験に参加した場合も 1 名として扱う。

9 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

10 事業実施計画書等

受託者は本事業の委託契約締結後、速やかに次に掲げる事項について書面を作成のうえ、提出し、本市と協議を行った上で事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施計画書（事業の実施方法、年間スケジュール、事業達成目標数、各事業の実施計画等）
- (2) 事業従事者等届（事業実施責任者、事業に従事する者等）
- (3) 個人情報の取り扱いに関する書類一式

11 実績報告書等

受託者は事業終了後、当該事業に関し速やかに実績報告書を提出すること。報告書には企業開拓手法及び各イベントの実施概要のほか、広報手段や実績、またその効果等を検証し記載すること。

12 対象経費

本事業の実施に伴う経費は、5 に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に該当する経費は認められない。

- (1) 機械・機器等の備品購入費（5 万円以上のもの）
- (2) 土地・建物を取得するための経費
- (3) 施設・設備を設置又は改修するための経費
- (4) 就業体験参加学生に係る費用（日当、謝金、旅費等）
- (5) その他本事業との関連が認められないと発注者が判断した経費

13 業務委託料

業務委託料の支払いについては受託者からの実績報告に基づく完了払いとする。

14 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに仙台市へ全て報告し、対応策を協議すること。
- (3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第 2 章 情報セキュリティ対策基準（3）情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項
(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して決定する。